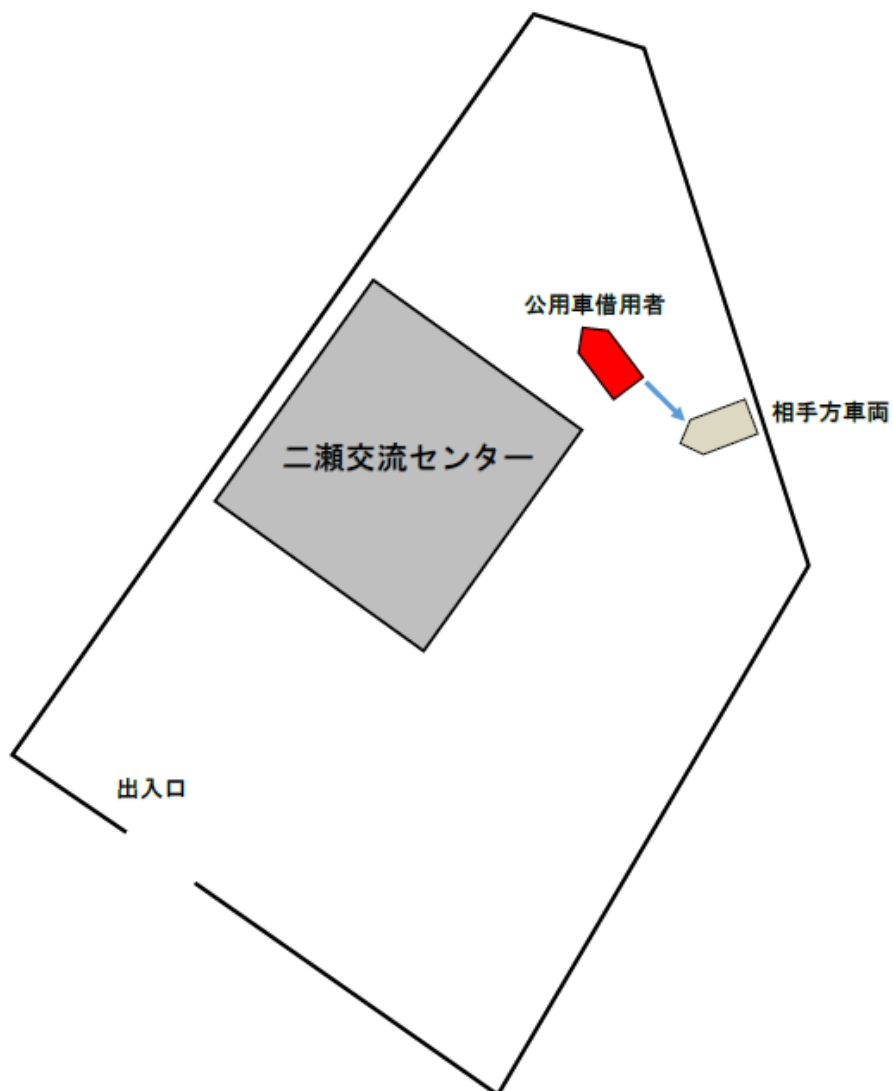


### 公用車による交通事故について

1. 事故発生日時：平成30年4月17日(火) 午前9時50分頃
2. 事故発生場所：飯塚市川津地内 二瀬交流センター駐車場
3. 公用車登録番号：筑豊480 う4981（まちづくり推進課所管車両）
4. 事故の概況：二瀬交流センターの公用車借用者が、同センター駐車場で方向転換するためバックした際、駐車中の車両に車両右後方部が接触し、相手方車両の右前方バンパー及びライトが破損したもの。
5. 損害賠償額：158,112円



白旗山におけるメガソーラー開発について

【ノーバル・テクノロジーの林地開発許可申請の経緯】

○平成 30 年 4 月 20 日（金）

飯塚農林事務所が受理

○平成 30 年 4 月 25 日（水）

福岡県農山漁村振興課が受取（飯塚農林事務所が送付）

【光南溶工からの土地の所有権移転の経緯】

○平成 30 年 4 月 18 日

合同会社アサヒ飯塚メガソーラーを設立

※瀬戸内興建（代表社員）と光南溶工の合同会社

○平成 30 年 6 月 11 日

アサヒ飯塚メガソーラーに売買（契約）

○平成 30 年 6 月 14 日

登記申請

○平成 30 年 6 月 26 日

登記完了（予定）

協議項目一覧(  は、これまでに報告した項目:  は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番
1 統合の方式	1 統合の方式	1 統合の方式	既存の一部事務組合をともに解散し、新たな一部事務組合を設立	1
2 組合を組織する団体	1 組合を組織する団体	1 組合を組織する団体	飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町	2
3 組合の共同処理する事務	1 組合の共同処理する事務	1 組合の共同処理する事務		3
4 統合の期日	1 統合の期日	1 統合の期日	平成31年4月1日	4
5 組合の名称	1 組合の名称	1 組合の名称	ふくおか県央環境広域施設組合	5
6 組合の事務所の位置	1 事務所の位置	1 事務所の位置	福岡県飯塚市楽市728番地1 (飯塚市・桂川町衛生施設組合の事務所)	6
	2 支所等の設置	1 支所等の設置	設置しない	7
7 組合経費	1 負担金	1 負担金		8
8 財産及び債務の取扱い	1 財産及び債務の取扱い	1 土地・建物	現行のまま、統合後の組合に引き継ぐ	9
		2 有価証券等		10
		3 基金		11
		4 地方債		12
	2 施設	1 桂苑	現行のまま、統合後の組合に引き継ぐ	13
		2 ごみ燃料化センター		14
		3 リサイクルセンター		15
		4 最終処分場		16
		5 穂波苑		17
		6 汚泥再生処理センター		18
		7 筑穂園		19
	3 備品等	1 備品等	現行のまま、統合後の組合に引き継ぐ	20
	9 直営施設の取扱い	1 直営施設の取扱い	1 直営施設の取扱い	
10 組合議員の定数及び任期の取扱い	1 定数	1 定数及び選任の方法		22
	2 任期	1 任期	関係市町の議会の議員の任期	23
	3 議会開催日(定例会)	1 議会開催日(定例会)	定例会は年2回とし、原則として開催月は11月及び2月	24
	4 委員会の設置	1 常任委員会		25
		2 議会運営委員会		26
	5 事務局の設置	1 事務局の設置	設置しない	27
6 議長及び副議長	1 議長及び副議長の選任	議長1人、副議長1人とし、組合議員のうちから互選	28	
	2 議長及び副議長の任期	組合議員の任期	29	

協議項目一覧(      は、これまでに報告した項目:      は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番		
10 組合議員の定数及び任期の取扱い	6 議長及び副議長	3 職務代理	議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長が議長の職務を行い、議長、副議長ともに事故があるときは、年長の組合議員が臨時に議長の職務を行う	30		
	7 報酬及び費用弁償	1 報酬		31		
		2 費用弁償		32		
		3 支給の方法		33		
	8 議決方法の特例	1 議決方法の特例		34		
9 通知すべき議決事件	1 通知すべき議決事件			35		
	11 特別職の身分の取扱い	1 組合長・副組合長	1 正副組合長選任の方法	組合長1人、副組合長3人とし、関係市町の長のうちから互選	36	
		2 任期	関係市町の長の任期	37		
		3 職務権限 (職務代理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合長は、組合を統轄し、組合の事務を管理執行する</li> <li>・ 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ組合長が定めた順序により、副組合長がその職務を代理する</li> <li>・ 組合長、副組合長ともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、事務局長がその職務を代理する</li> </ul>	38		
		4 報酬	組合長 年額 50,000円 副組合長 年額 40,000円	39		
		5 旅費	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	40		
		6 支給の方法	報酬は、毎年3月末までに支給	41		
		2 非常勤特別職の報酬等	1 報酬	日額 5,900円	42	
			2 費用弁償	1回につき 800円	43	
			12 一般職の職員の身分の取扱い	1 職員の身分	新たな一部事務組合に引き継ぐ	44
			2 勤務時間等	1 勤務時間	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	45
				2 育児休業等	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	46
		3 休暇	1 休暇	47		
		4 服務	1 職員表彰	職員表彰制度を設ける	48	
			2 作業服の貸与	作業服の貸与制度を設ける	49	
		5 職員の任用	1 職員の任用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な職員配置をするために職員の任用を行う</li> <li>・ 再任用については、制度を設ける</li> </ul>	50	
			2 採用試験	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	51	

協議項目一覧(   は、これまでに報告した項目:   は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番	
12 一般職の職員の身分の取扱い	6 職員定数	1 職員定数		52	
	7 職員の給与 (一般行政職員及び 単純労務職員)	1 給料			53
		2 手当			54
		3 初任給	一般行政職員 行政職(一)の適用 ・上級(大学卒相当) 1級25号給 ・初級(高校卒相当) 1級 9号給 単純労務職員 行政職(二)の適用 ・技能職員 1級17号給 ・労務職員 1級 5号給		55
		4 給料表			56
		5 級別職務分類等			57
		6 昇給の方法	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による		58
		7 退職手当及び勸奨退職	(退職手当)福岡県市町村職員退職手当組合に加入する (勸奨退職)必要に応じて実施する		59
	8 給料の調整	1 給料の調整	休職等から復職した場合の号級の調整を国の基準により実施する	60	
	9 旅費	1 旅費	飯塚市・桂川町衛生施設組合の例による	61	
	10 福利厚生及び健康管理	1 福利厚生及び健康管理	・職員厚生会制度を設ける ・福岡県市町村福祉協会に加入等	62	
	11 その他の厚生事業	1 その他の厚生事業	職員給与に係る給与控除を実施	63	
12 公務災害補償	1 公務災害補償	(一般職の職員)地方公務員災害補償基金福岡県支部に加入 (組合議会議員等)地方公務員災害補償法に準じた補償	64		
13 条例、規則等の取扱い	1 条例、規則等の取扱い	1 条例、規則等の取扱い	・飯塚市の例規を基本に見直し ・平成30年10月末を目途に例規案とりまとめ ・執行上空白期間の許されない例規については、統合の日に制定権者による専決処分	65	
14 事務組織及び機構の取扱い	1 組織体制	1 課等の設置		66	
		2 職の設置		67	
		3 専決事務		68	
	2 会計管理者	1 選任	・会計管理者を1人置く ・組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる		69
		2 組織	会計課等を設置		70
		3 指定金融機関の設定	福岡銀行		71

協議項目一覧(   は、これまでに報告した項目:   は、新たに報告する項目)

協議項目	項目名	事務事業名	内容	連番
14 事務組織及び機構の取扱い	3 監査委員	1 定数	2人	72
		2 対象者	識見を有する者及び組合議員	73
		3 選任の方法	識見を有する者及び組合議員から各1人を選任	74
		4 任期	識見を有する者：4年 組合議員：組合議員の任期	75
		5 報酬	識見を有する者、議会選出者ともに年額 24,000円	76
		6 費用弁償	1回につき 800円	77
		7 支給の方法	3月末までに支給	78
		8 事務局の設置	監査事務局を設置	79
	4 審議会等	1 情報公開制度及び審査会	情報公開制度及び審査会を設ける	80
		2 個人情報保護制度及び審査会	個人情報保護制度及び審査会を設ける	81
3 行政不服審査会		行政不服審査会を設ける	82	
15 使用料、手数料の取扱い	1 使用料	1 使用料	現在の料金を引き継ぐ	83
	2 手数料	1 手数料	現在の料金を引き継ぐ ただし、情報公開手数料は、飯塚市の例による	84
16 その他の事業の取扱い	1 公告式	1 公告式	組合事務所並びに飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町の庁舎前の掲示場に掲示する	85
	2 公印	1 公印	公印取扱規程を設ける 出納員等領収印取扱規程を設ける	86
	3 公平委員会	1 公平委員会	共同設置する	87
	4 予算及び決算	1 予算及び決算	・当初予算については、暫定予算とし、新たな組合議会において予算成立を図る ・解散する組合の決算は、解散組合の組合長が行い、決算の審査及び認定は、新組合において実施する	88
	5 嘱託職員・臨時職員	1 賃金等		
2 有給休暇				90
3 勤務条件				91